

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 24 年 5 月 17 日

独立行政法人農畜産業振興機構
契約事務責任者 理事 長 清

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 トナー及びドラムカートリッジ (MFX-1810 用) の購入に係る単価契約
- (2) 数量・規格等 仕様書のとおり
- (3) 納 入 場 所 独立行政法人農畜産業振興機構の指定箇所

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」(平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 152 号) 第 6 条及び第 7 条に該当しない者であること。

「競争参加資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者とししない者)

第 6 条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第 7 条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前 1 年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

- (2) 入札日において、平成 22～24 年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格名簿「物品の購入」に係る「事務用品類」登録された者であるこ

と。

(3) 入札関係資料の交付を受けた者であること。

3. 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 (麻布台ビル南館3階)

独立行政法人農畜産業振興機構経理部調整課

担当：大西 Tel：03-3583-9464、Fax：03-3582-3397

4. 入札の日時・場所及び入札方法

(1) 日時 平成24年6月5日(火) 11時00分～11時10分

(2) 場所 東京都港区麻布台2-2-1

独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

5. その他必要な事項

(1) 入札説明会の日時及び場所

① 日時：平成24年5月25日(金) 11時00分から

② 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館1階会議室

※説明会に参加を希望する者は、3の問合せ先に、社名及び参加者名並びに参加人数を明記のうえ FAX にて参加申込を行うこと(締切：平成24年5月24日(木) 18時00分まで)。

(2) 入札関係資料

入札関係資料は、(1)の入札説明会において配布するほか、次の期間において3の問合せ先で配布する。

・配布期間 平成23年5月25日(金)～6月4日(月)

(10時00分から18時00分。ただし、12時00分から13時00分及び土日祝日を除く。)

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金 免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

① 独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則(平成15年10月1日付け15農畜機第152号)第13条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

② ただし、落札者の入札価格によっては、その者により、当該契約の内容に適した履行がされないこととなるおそれがあると認めるときは落札者の決定を保留する。

③ 落札者の決定を保留した場合は落札者を決定次第、結果を落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨を知らせる。

(7) 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

6. 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

7. その他

本公告に記載なき事項は入札関係資料による。

トナー及びドラムカートリッジ（MFX-1810 用）の単価契約に係る説明会出席届

平成 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者

理事 長 清 あて

住 所

法人名

トナー及びドラムカートリッジ（MFX-1810 用）の単価契約に係る説明会への出席を希望します。なお、説明会への出席等に関する担当者は下記のとおりです。

記

（担当者）

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail アドレス

※ 出席者複数の場合は、お手数ですが出席者それぞれについて記入して下さい。